

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。市は県と連携して耐震化の促進に関する普及啓発、環境の整備や負担軽減等の施策によって、所有者等の取組を支援します。

また、効果的かつ着実に耐震化を促進するため、それぞれの適切な役割分担のもと、耐震化に取り組むこととします。

(1) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めます。特に、多数の者が利用する建築物等の所有者等は、利用者の人命を預かっていること、また、当該建築物が倒壊することによって周辺に与える影響が特に大きいことについて、自覚と責任感をもって、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることとします。

(2) 県の役割

県内自治体のまとめ役として、国及び市町との連携を図りながら、必要な施策を講じるとともに、市町が実施する施策の支援等に努めることとしています。

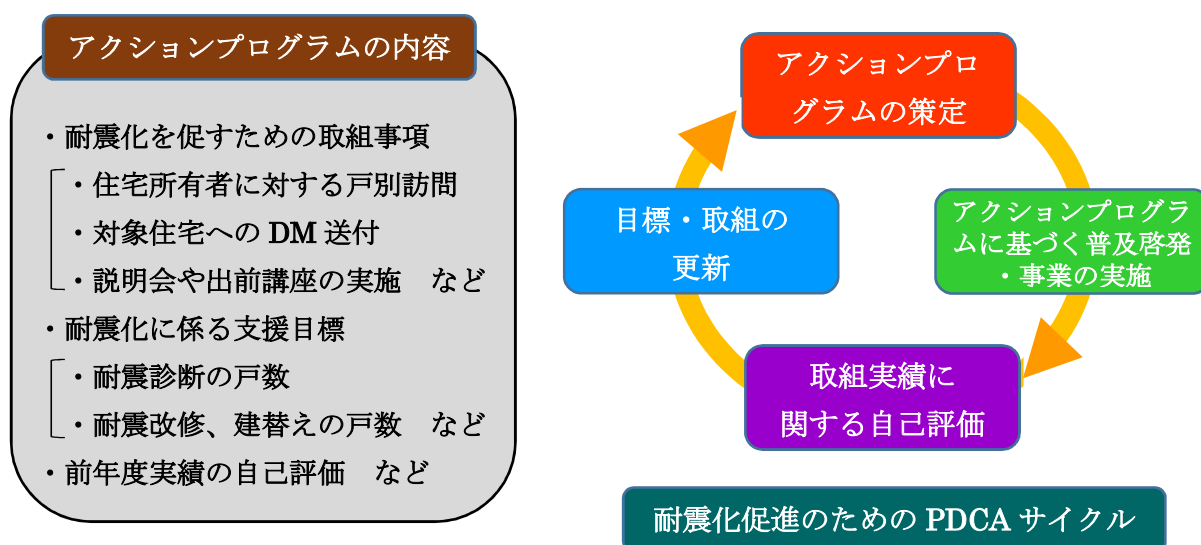
(3) 市の役割

住宅・建築物の所有者等に最も近い基礎自治体として、地域の実情に配慮し、県との連携を図りながら、必要な施策を講じることに努めます。

2 本計画の検証（アクションプログラムに基づく取組）

本計画に掲げる目標を達成するためには、課題に的確に対応することが求められます。住宅・建築物の所有者等が、耐震化に踏み切れない理由は一つではなく、様々な要因が複合的に重なっていることが考えられ、その一つ一つの要因に多角的に取り組むことで耐震化の促進をより一層図ります。

その行動計画として、別途「那須塩原市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を定めており、毎年度の具体的取組と支援目標を設定し、その実績や達成状況を検証・公表し、さらに次年度へ反映していきます。



3 法に基づく指導・助言等

耐震基準に適合していないすべての住宅・建築物の所有者等は、耐震化の実施に努める義務があります。特定行政庁^{※12}は、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施について、必要があると認めるときは、所有者等に対し指導及び助言を行います。

特に、耐震診断の結果、耐震性が不十分であると判定されたものの、耐震改修等が行われていない建築物については、耐震改修等の実施状況について定期的な把握に努めるとともに、所有者等に対し、早期の耐震化を促します。

4 本計画の改定について

市は、国の基本方針及び県計画に基づき、住宅・建築物の耐震化の現状等を考慮して、本計画の改定に努めます。

※12 原則、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長、その他の市町村の区域については、都道府県知事（栃木県においては、県のほか宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市が該当）